2016年度 名古屋市予算編成 にあたっての要望

2015年9月10日

日本共産党名古屋市会議員団

名古屋市長 河村たかし様

日本共産党名古屋市議団 団長 田口一登

2016年度名古屋市予算編成にあたっての要望書

市民のくらしを守るために、来年度予算編成にあたって盛り込むべき切実な 市民要求をとりまとめました。真摯な検討をお願いいたします。

さていま、日本を「海外で戦争する国」へとかえる安倍政権のいわゆる「戦争法案」(安全保障関連法案)に対して、憲法違反との指摘とともに国民の怒りの声が大きく広がっています。

もてはやされたアベノミクスでしたが多くの国民にはその恩恵が届きません。 内閣府が8日に発表した4~6月期の実質GDP改定値は、年率で前期比マイナス1.2%となりました。賃金の上昇より物価の上昇が上回り、GDPの6割を占める個人消費はマイナス0.7%となっています。さらに年金や介護など社会保障の改悪と雇用の不安定化が市民生活を苦しめています。消費税の10%への再増税など、とんでもありません。

このようななか、名古屋市政には市民のくらしと営業、雇用を守る施策を推 進することで、安倍政権の暴走から市民を守る防波堤としての役割を果たすこ とが求められています。

新たな税金の浪費につながる、名古屋城天守閣木造復元やリニア計画を起爆剤にした名古屋駅周辺再開発などの大型開発を見直し、巨大な利益をあげている大企業と高額所得者優遇の市民税「減税」をやめることで、「福祉日本一の名古屋」、「子育て応援、子どもたちが輝く名古屋」の実現、地域に根ざした産業や中小企業を応援し、「働きやすさナンバーワン都市の名古屋」づくりに取り組むことができます。

御岳山の噴火などの大規模自然災害や、原発事故による放射能汚染への不安 が広がっています。南海トラフ大地震、放射能汚染から市民を守る安全・安心 の防災・減災対策と環境重視のまちづくりにも力を注ぐべきです。

安倍政権がすすめる「戦争法案」を許さず、日本国憲法と地方自治の精神を 市政の隅々まで活かし「非核平和都市宣言」を行ない、国際交流も活発にして、 アジアと世界の平和を担う「国際友好都市なごや」をめざしましょう。

以下に取りまとめた197項目の要望について、しっかり検討していただき、 実現に向けてご尽力いただくことを強くお願いいたします。

(1) 安倍政権の暴走から市民を守るために国へ強く働きかける

- 1. いわゆる安全保障関連法案は、憲法に違反し、集団的自衛権の 行使と海外での武力行使を認め、日本を海外で戦争できる国に する戦争法案そのものであり撤回する。
- 2. 消費税の10%への再増税は中止する。
- 3. 大飯原発の再稼働差し止め仮処分を出した福井地裁の判決を 重く受け止め、原発の再稼働は行なわない。川内原発はただち に停止する。脱原発・自然(再生可能)エネルギーの本格的な 導入へとエネルギー政策の抜本的転換をはかる。
- 4. 医療・年金・介護・生活保護をはじめ社会保障予算の削減を中止し、憲法 25 条を踏まえて各制度の充実改善をはかる。
- 5. 地元自治体の意向を無視して強行されている沖縄県名護市辺 野古への米軍新基地建設にむけた一切の動きを即刻中止する。
- 6. 日本の経済主権と国民生活を脅かすTPP交渉からは速やか に離脱する。
- 7. 深刻な情報漏えいの危険性があるマイナンバー制度の導入は 中止する。
- 8. 不安定な非正規雇用を常態化させる労働法制改悪は断念する。
- 9. 被災地の復興事業は、地方公共団体の実情を踏まえ、引き続き 国が責任を持って支援し、負担を被災自治体に押しつけない。

(2)「福祉日本一の名古屋」を取り戻す

(敬老パス)

- 10. 敬老パスの一部負担金は値上げしない。65 歳から・所得制限なし・利用制限なしの現行制度を堅持する。交付率向上の目標と計画を設定する。
- 11. 敬老パスの IC カード化に伴う交付更新窓口の変更に伴い、高齢者の利便性の低下が心配されている。手続きが新たな負担にならないよう必要な対策をとる。
- 12. 上飯田連絡線をはじめ名鉄、JR、近鉄など利用できる市内の 公共交通機関を拡大する。

(国民健康保険)

13. 国民健康保険の運営が都道府県化されるが、保険料を決定する 権限は引き続き名古屋市にある。市独自減免と一般会計からの 繰入などの施策を堅持する。

- 14. 平均で3,213円引き下げられた国民健康保険料については、国による財政支援の拡充も踏まえ、さらに、一人当り年間一万円相当まで引き下げる。法定減額の該当世帯を対象とする特別軽減は対象者全員に自動適用する。18歳までの子どもは国民健康保険料の均等割の対象としない。
- 15. 保険料滞納世帯に対する一律機械的な差し押さえ、資格証明書や短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行なわない。滞納世帯に対しては、国保推進員をはじめ職員によるていねいな納付相談と分割納付の柔軟な運用などで粘り強く解決にあたる。
- 16. 医療費の一部負担金減免・猶予制度について、制度の更なる周知をはかるとともに、申請要件の緩和など、制度の柔軟な運用につとめる。対象要件も緩和する。
- 17. 国民健康保険に対する県費補助の復活を愛知県に申し入れる。 (介護保険・高齢者保健福祉)
- 18. 一般会計からの繰り入れを決断し、介護保険料を引き下げる。 保険料・利用料の減免制度を設ける。
- 19. 一部利用者の利用料の2割負担化や、低所得者の補足給付への 資産要件導入などによる負担増の実態を調査するとともに、必 要なサービスが継続できなくなった利用者への支援策を講ず る。
- 20. 要介護認定者が障害者控除の認定を申請しやすくするため、必要書類を送付するなど、運用を改善する。
- 21. 待機者ゼロをめざして特別養護老人ホームなどの施設整備を 急ぐ。地域包括支援センターを中学校区単位で設置する。
- 22. 介護報酬の削減が事業所の経営に与えた影響を調査するとと もに、人材確保のための処遇改善加算の効果を調査する。ヘル パーなど、介護職員の人材確保と処遇改善の独自施策を講ずる。
- 23. 要支援者の訪問介護・通所介護については引き続き専門職による必要な支援を継続する。新規申請者(利用・認定希望者)についてはもれなく要介護認定を行ない、新総合事業への機械的な誘導は行なわない。
- 24. 新総合事業を担う「多様な主体による多様なサービス」は専門的支援の代替としない。総合事業のあり方について、住民主体の健康づくりや介護予防活動に取り組む市民・関係団体(NPO、協同組合を含む)と十分に協議を行なう。

25. 名古屋市高齢者施策推進協議会及び高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会について、在宅事業関係者及び介護保険(予防事業を含む)利用者を加えるなど、総合的な計画策定にふさわしい構成にする。

(医療・保健衛生)

- 26. 75 歳からの高齢者医療費無料制度を創設する。
- 27. 70歳~74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を設け、一割負担に戻す。
- 28. 市独自の医療費助成制度(子ども、障害者、ひとり親世帯、認知症と寝たきりの高齢者などの医療費無料制度)を堅持する。愛知県に対して福祉医療制度への所得制限の導入検討をやめ、子ども医療費の対象年齢を拡大するよう強く働きかける。
- 29. 自立支援医療(精神通院)の自己負担分を助成する。
- 30. 無料低額診療を行なう市内の医療機関を増やす。
- 31. 産科・小児科の医師や看護師をはじめとする医療スタッフの確保・養成対策を強化し、名古屋医療圏の医療提供体制を整備・充実する。
- 32. 高齢者対象の肺炎球菌ワクチンについて、65 歳以上の全年齢 での接種を継続するとともに、自己負担の半減をはかる。
- 33. 子宮頸がんワクチンの接種に伴う副作用被害を救済する独自 制度を設ける。
- 34. エボラ出血熱、デング熱、MERS などの感染症に備え、保健所 や衛生研究所及び生活衛生センターなど、公衆衛生部門の体制 を強化し、必要な施設・設備の耐震化を促進する。

(市立病院)

- 35. 市立病院については、救急医療をはじめ災害拠点病院や地域医療支援病院としての機能を充実し、地域医療を支える。初診料加算の値上げはしない。病院運営に地域住民・患者と家族の参加を保障する。必要な医療スタッフの確保と定着につとめる。
- 36. 西部医療センターについては、外来待合室に患者数に見合うイスを確保するとともに、長引く傾向にある待ち時間の短縮をすすめる。
- 37. 陽子線がん治療における患者負担の軽減策を拡充するととも に、患者動向を踏まえ、愛知県にも一定の財政支援を求める。
- 38. 東部医療センターの病棟建設にあたっては、市民病院にふさわ しい、利用しやすい料金設定と病室環境の整備につとめる。

39. 指定管理者制度が導入された緑市民病院については、救急医療 や災害時の医療活動拠点としての必要な医療水準の維持向上 につとめ、地域からの要望が強い産科を復活させる。

(高齢者の生きがい施策)

- 40. 高い利用率を維持している市民の休養温泉ホーム松ケ島は廃止せず、施設の継続をはかる。
- 41. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対して、名古屋市民御岳休暇 村を協定保養所として位置づけるように求める。
- **42**. 市民の自主的・自発的な活動として展開されている、高齢者サロンなどの居場所づくり、仲間づくりを支援する。

(障害者福祉)

- 43. 介護保険が適用される 65 歳からの障害者については、介護保険優先ではなく、介護保険と障害者福祉のサービス選択を認め、負担増を防ぐ。重度障害者の介護サービス利用について加算制度を設ける。
- 44. 「障害者差別解消条例(仮称)」の制定をめざし、障害当事者も 参加する条例制定検討委員会を立ち上げる。差別解消に向けた 取り組みについて、障害当事者だけでなく広く市民と議論する 機会を設ける。相談・紛争解決のためのセンターには調整・助 言にとどまらない、一定の権限を持たせる。
- **45.** グループホームなどの報酬単価の改善を国に求めるとともに、 市独自の加算や補助金を増額する。
- 46. 障害者の移動支援は本人・家族が必要とする時間を支給する。
- 47. 民間企業での障害者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行ない、雇用環境の改善につとめる。雇用確保を含め、特別支援学校卒業生の多様な進路を保障する。
- 48. 困難なケースが増えている相談支援事業の運営実態を早急に 調査するとともに、障害者基幹相談支援センターを含めた相談 支援専門員の体制を充実する。精神障害に関する相談支援体制 を独自に構築する。

(生活保護・貧困対策)

- 49. ケースワーカー及び査察指導員を、一人当り担当世帯数(平成25年度平均117件)が国基準(80件)となるよう増員する。警察官OBの配置は見直す。
- 50. 財政難を理由にした扶助費や各種加算の削減を中止し、増額を 国に求める。市も法外援助を拡充する。とりわけ、国による扶

助費削減の影響が大きい子育て世帯に対する独自援助施策を 復活・強化する。

- 51. 就労支援については、強迫的でなく、寄り添い型で、ていねい に行なう。心身の不調を抱える要保護者にはとくに留意する。
- 52. 拡充された仕事・くらし・自立サポートセンターなど、「生活 困窮者自立支援法」に基づく諸事業については、生活保護も含 めた支援機関との連携でセーフティネット機能を高める。
- 53. 生活困窮者や高齢者への宿泊提供事業などについて、相次ぐ火 災事故や「貧困ビジネス」といわれる不正事例を踏まえ、実態 調査を行なう。入居者の権利と安全を守るために、許認可制の 導入を国に要望するとともに、市として監視と指導を強化する。
- 54. 孤立死対策として各局及びライフライン業者などとの連携を 強め、情報の共有化と迅速な対応をすすめる。生活困窮による 水道料金などの未納者に対しては、給水停止の前に相談にのる など、必要な対応を徹底する。

(税務)

- 55. 市税事務所及び債権回収室による一律かつ強制的な徴収及び 差し押さえは行なわない。
- 56. 地方税法の改正を踏まえ、滞納者の生活と営業の実態をていねいに把握し、相談者の意向を十分に踏まえ、納税猶予・換価の猶予・分割納付及び処分停止の制度を柔軟に適用する。
- 57. 税務担当職員が小規模事業者についての理解を深めるために、 小規模事業者の役割や所得、営業実態などを研修項目に加える。
- 58. 税務課及び納税課の機能を区役所に戻し、税金や保険料など、 市民の家計と暮らしに関する相談を総合的に行える体制をつ くる。
- 59. 市民税減免の申請期限を延長もしくは撤廃する。
- 60. 納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定する。

(3) 子育て応援 子どもたちが輝く名古屋に

(保育 子ども・子育て支援新制度)

- 61. 「子ども・子育て支援事業計画」における保育の必要量の確保については、児童福祉法 24 条 1 項の規定に基づき、市町村の保育実施責任が明確な認可保育所の整備を基本にすすめる。
- 62. 公私間格差を是正するための民間社会福祉施設運営費補給金 制度を維持するなど、現行の保育水準を維持・拡充する。

- 63. 小規模保育事業などの認可基準については、保育士は全員、保育士有資格者とし、給食は自園調理で調理員を配置するなど、施設・事業による保育の格差を生じさせないように拡充する。
- 64. 保育料は値上げしない。実費徴収や上乗せ徴収による保護者負担を増やさない。
- 65. 公立保育所の廃園・民営化計画を中止するとともに、公立保育 所を幼保連携型認定こども園に移行させない。営利企業の保育 所経営への参入を拡大しない。
- 66. 学童保育所への運営費助成を拡充する。学童保育所に対しては、 市の責任で土地及び施設を確保する。育成会に貸与する専用室 は、木造建築で無償貸与できるよう、予算措置を講ずる。
- 67. 学童保育の機能を十分果たしているとはいえないトワイライトルームは、住民合意がないまま拡大しない。

(児童福祉・療育)

- 68. 「子どもの権利条約」及び「なごや子ども条例」を踏まえ、「いじめ」や「児童虐待」の解決にあたる。子ども青少年局と教育委員会が協力して相談と支援の体制をつくる。
- 69. 親子の通院・通園負担の軽減のため、地域療育センターの増設やサテライト施設の新設など、新たな計画づくりに着手する。 療育を必要とする親子を受け入れるための十分な定員枠と体制を確保し、療育待機児を速やかに解消する。
- 70. 障害児の放課後等ディサービスについて実態を把握し、職員の 研修や養成、年齢と発達段階に応じた環境整備をすすめる。
- 71. 不登校の子どもたちのための、子ども適応相談センターを増設 し、市内4カ所体制を早期に確立する。
- 72. 3カ所目の児童相談所設置が計画されているが、児童福祉司を 人口3万人に1人に増やし、児童心理司を増員するなど職員体 制の強化もすすめる。
- 73. 児童館の機能と役割を再整理し、中高生の居場所としての活用をはじめ、子育て支援のための機能を高める。
- 74. 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえ、ひとり親家庭への支援などによる、子どもの貧困に関する指標の改善を盛り込んだ行動計画を、当事者の参加を得て作成する。
- 75. 健康福祉局の「子どもの学習支援事業」と、子ども青少年局の 「ひとり親世帯向けの学習サポートモデル事業」を一本化し、 対象とする児童生徒の年齢や要件を緩和・拡大する。

76. 子どもの医療費無料制度を 18 歳まで延長する。

(教育)

- 77. 県費負担教職員制度にかかる包括的な権限移譲にあたり、現行の教育行政水準を維持するために、正規・非正規を問わず教職員の給与・休日などの労働条件を引き下げない。
- 78. 標準運営費をはじめとする教育予算を抜本的に増やす。30 人以下学級を小学校3年生以上に段階的に拡大し、正規教員の増員を基本に対応する。
- 79. 小学校の小規模校統廃合は、保護者や地元の同意がないまます すめない。大規模校による、教室不足などによる弊害を解消す るため、学校を新設する。
- 80. 安心・安全な小学校給食を確保するために、調理業務は外注化 せず「直営・自校方式」を堅持する。
- 81. 小中学校給食を無料にする。第3子からの無料制度をまずスタートさせる。
- 82. 就学援助の所得基準を保護基準の 1.3 倍相当に戻す。就学援助 対応事務員を最低でも国基準に基づき該当校に配置する。
- 83. 市独自で高校生を対象にした給付型奨学金制度を創設する。
- 84. 高等養護学校を新設し、特別支援学校のマンモス化を早期に解 消する。
- 85. 発達障害対応支援員の全校配置と発達障害通級教室の全校へ の拡大をはかる。
- 86. 臨時教員の正規採用を積極的にすすめる。同一校で欠員がある場合は継続任用を認める。
- 87. 臨時教職員の給与、休日などの労働条件を正規並みに引きあげる。
- 88. 子ども応援委員会の活動については子ども青少年局にも十分な情報提供を行ない、子どもの権利と福祉の視点を活かす。教育現場にふさわしくない、警察官OB(スクールポリス)の学校配置は行なわない。
- 89. スクールソーシャルワーカーを市立の小学校、中学校及び高校 (定時制を含む) に配置する。
- 90. 定時制高校の定員を増やす。
- 91. 名古屋市立大学への交付金を引き上げ、研究と教育の予算と人員を確保する。
- 92. 図書館への指定管理者制度の導入を拡大しない。老朽化した千

種図書館及び守山図書館の建て替えをすすめる。

(若者支援)

- 93. 若者の雇用と生活を守る総合的な施策の推進をはかる。ユースクエア(名古屋青少年交流プラザ)や子ども・若者総合相談センターの体制を強化する。就職活動支援やニートや引きこもり支援、スポーツや文化活動の拠点、若者の居場所となる若者サポートステーションを地域ごとに設ける。
- 94. ブラック企業、ブラックバイト、非正規雇用などで働く若者からのSOSを受けとめる相談窓口を設ける。月に数回は街中の繁華街などでブラック企業相談会(仮称)を開催する。雇用が不安定な若者への支援を当事者が要求を出し合う場をつくりながらすすめる。
- 95. 市内中小企業などへ就職した若者への奨学金返還支援制度を 創設する。

(4) 雇用拡大と中小企業の活性化で内需拡大に貢献する「働きやすさナンバーワン都市」をめざす

(仕事起こし・中小企業支援)

- 96. 市内中小企業を対象とする市職員による 500 社の訪問調査(チャレンジ 500)は、2015 年 3 月末で 621 (2014 年月末=374) か所となった。さらに調査をすすめ、とくに小規模企業の実態 把握に留意する。調査結果を公開し、施策に反映させる。
- 97. 小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、また中小企業振興基本 条例の第 13 条「小規模企業者への配慮」に基づき、小規模企 業に絞り込んだ小規模企業振興計画を事業者とともに策定す る。
- 98. 中小企業振興基本条例を踏まえて、「産業振興ビジョン」は地域循環型経済をめざす「地域経済発展ビジョン(仮称)」へ発展的に見直す。
- 99. 平成 25 年時点、全国 562 自治体で実施され、地域への経済波及効果が実証済みの住宅リフォーム助成制度を創設する。
- 100. 小売業や食堂、理美容店など、小店舗の改修工事などに活用できる商店リニューアル助成制度(仮称)を創設する。
- 101. 工場家賃や設備リース料などの固定費補助制度を創設する。
- 102. 無担保・無保証で納税要件も配慮した小規模事業者への緊急支援融資制度など、市独自の金融支援策を講ずる。

103. 下請業者の相談をていねいに受けとめる体制を整える。

(公共事業・契約)

- 104. 公共事業は小規模・生活密着・福祉型に転換し、分離分割発注をすすめる。
- 105. 中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。小規模事業者登録制度を設けるなど、地元業者の受注機会を増やす。
- 106. 公契約条例を制定し、公共事業・委託事業で働く者の時給を千円以上とする。
- 107. 公共事業や委託事業などの執行状況の把握と指導を強め、公の 業務を現場で支える下請けの労働者や業者に適正な賃金や事 業費を確保する。
- 108. 資材の高騰や人手不足などによる入札不調や契約成立後の事業費追加補正などが相次ぐ入札制度を改善する。

(雇用)

- 109. 雇用対策を強化する。市長が率先して市内大企業や経営者団体に新卒者の採用拡大などを働きかける。中小企業の後継者対策・人材育成を支援するとともに、新卒者にも中小企業の魅力を伝え採用につなげる。
- 110. 次期の産業振興計画に、非正規から正規雇用に転換する対策を 取り入れ、明確な目標値を設定する。非正規従業員を正規社員 として採用した企業に助成するなど、雇用の安定促進に向け、 市としての取り組みを強化する。
- 111. いわゆるブラック企業への指導監督を関係機関に強力に働き かける。
- 112. 短期的な就労支援から、正規雇用につながる支援に雇用施策の 基本を切り替え、職業訓練や資格・技術習得など再教育の機会 を増やす。

(5) 脱原発宣言を行ない、防災と環境を重視した安全なまちづくりをすすめる (脱原発・自然エネルギー)

- 113. 浜岡原子力発電所の永久停止と、大飯原発をはじめとする福井県の原発群の再稼働中止を、中部電力及び関西電力に申し入れる。
- 114. 浜岡及び福井の原発で重大事故が発生したとの想定で、名古屋 市にかかる被害想定と避難計画を作成する。
- 115. 「原子力発電からの撤退をめざし、自然エネルギーへ転換する

名古屋市宣言」を行なう。

- 116. 「自然エネルギービジョン(仮称)」を策定し、自然エネルギー の導入目標を明示し、普及と開発のためにあらゆる手立てを尽 くす。市民の力で太陽光発電などをすすめる「市民発電所」づ くりを支援する。
- 117. 大気や食品などの放射線を測定できるように放射線測定機器 を各保健所に備える。衛生研究所の機能と体制を強化する。

(防災)

- 118. 袋井市の「命山」のような人工の高台=丘や津波タワーをゼロメートル地帯に設ける。
- 119. 津波避難ビルの指定拡大をすすめる。避難対象者に対する津波避難ビルの充足状況を市として把握し指定を促進する。津波避難ビルに対する固定資産税減免制度の早期活用をはかる。津波による浸水予想地域での新たな高層建築物には津波避難ビルとしての機能を義務づける。コミュニティセンターは3階建以上に順次建て替える。
- 120. 海岸・河川の堤防・防波堤、護岸・水門など、水際の防災施設 の総点検を行ない、構造物の耐震化や地盤の液状化対策など必 要な補強改修を急ぐ。液状化対策に取り組む特別の体制を組み、 地域の同意を得て、具体的な対策を試行していく。
- 121. 丘陵部の宅地の危険性の検証結果を踏まえ、必要な対策を具体 化する。
- 122. 土砂災害危険地域 警戒区域の総点検を行ない、必要な開発規制と安全対策の構築を急ぐ。
- 123. 実践的な防災訓練、避難訓練を各地域で行ない、地域の防災マップづくりに住民主体で取り組む。NPOなどとも連携して地域の防災リーダーを育てる。港防災センターの機能を高めるとともに名古屋大学減災館などとの連携を強化する。
- 124. 高齢者や障害者などの避難誘導計画を具体化する。災害時要援 護者リストに支援を希望する希小難病患者や手帳をもたない 障害者なども加える。
- 125. 福祉避難所の設置を拡大し、避難所のバリアフリー化をすすめ、 避難所における施設整備の状況を市のHPなどで情報公開す る。
- 126. 新たな被害想定による浸水予測も踏まえ、避難所や防災拠点の 配置を再検討する。防災拠点でもある水道営業所などの統廃合

- は行なわない。
- 127. 民間木造住宅の耐震診断及び改修工事への助成制度をさらに 拡充する。家具転倒防止をNPOや市民の力も活かして促進す る。地域ぐるみ耐震化促進支援事業の対象団体をNPOなどの 市民団体へ拡大する。
- 128. 上下水道管の耐震化及び老朽化対策をすすめる。災害時のライフライン確保のためにも水道事業などの直営を堅持する。
- 129. 集中豪雨による道路冠水、住宅などへの浸水対策を強化する。 浸水・冠水多発地域の住民を対象にした水防訓練を行なう。緊 急時に住民へ土のうなどを提供できる体制を整える。建物など からの雨水流出防止対策の強化とともに、道路清掃の充実など 側溝と下水管の詰まりの点検改善に取り組む。
- 130. 消防職員を少なくとも「消防力の整備指針」に基づく必要人数まで増員する。

(環境・公害)

- 131. 「低炭素都市 2050 なごや戦略」で掲げた CO_2 を 2020 年まで に 25%削減(90 年比)する中期目標の達成を明示した「地球 温暖化対策条例(仮称)」を策定する。
- 132. 市道弥富相生山線については、道路事業の廃止に向けた課題の解決に取り組みつつ、速やかに都市計画変更を行なう。近隣住宅地への通過車両の入り込みについては、地元住民と連携して早期に対策を策定する。相生山緑地の保全・整備についても住民の意見を反映しながら検討をすすめる。
- 133. 高田町線については、道路事業の廃止に向けて速やかに都市計画変更を行なう。70年間放置されてきた高田町線の塩漬け土地について市民の要望をきき、まちなみ再建のモデル地区として整備する。
- 134. 住民合意も必要性もない都市計画道路「山手植田線」「八事天 白渓線」の建設計画は廃止する。
- 135. 里山など多様な自然生態系を保全・再生し、緑被率 30%目標 (平成 22 年時点 23.3%) を早期に達成する。
- 136. 緑の審議会答申「新たな緑地保全施策の展開について」を踏ま えて、まとまりのある民有緑地を保全する新たな制度の創設、 長期未整備公園緑地における事業着手までの緑地保全など、新 たな緑地保全施策を速やかに策定する。
- 137. 環境アセスメントの対象となる事業を拡大し、規模要件を引き

下げる。

- 138. 名古屋都市高速道路については、騒音・振動・大気汚染などの環境基準・環境保全目標を厳守し、環境非悪化の原則及び都心部への車の流入を防ぐ都市高速道路の理念を厳格に貫く。
- 139. 建設工事が始まっている名古屋環状二号線名古屋西南部事業 については、沿線住民へのていねいな情報提供と必要な公害防 止対策を行なうことを関係機関に働きかける。
- 140. 大気汚染による健康被害者への医療費助成制度をつくる。
- 141. 沿道環境改善策として、名古屋南部地域の国道 23 号線で始まった大型車に中央寄り走行を要請する「国道 23 号線通行ルール」の徹底を市として支援する。
- 142. 堀川・中川運河の水質改善、浄化及び護岸の緑化を進め、親水空間として整備する。
- 143. 公害についての歴史と原因、被害の実相と解決を求める運動などの関係資料を収集し、後世に伝えるための公害記念館(仮称)をつくる。

(6) 身近な生活圏と公共交通の充実で暮らしやすいまちづくりをすすめる (にぎわい・文化・観光)

- 144. 近隣の商店・スーパーの撤退などで高齢者などが日常の買い物に不便を感じている「買い物困難地域」を、市として実態調査する。また、困難地域において民間事業者や商店街、NPOなどによるミニ店舗や移動販売、お買いものタクシーなど買い物機会の提供につなげる取り組みを支援する。
- 145. 芸術文化関係予算と支援体制を計画的に拡充させ、予算削減が続く「子ども巡回劇場」などへの市負担金を引きあげる。市民芸術祭の予算を増額させる。
- 146. 市民の自主的な芸術文化活動を支援する助成制度を拡充する。 市民文化団体などが抱える問題や市への要望などを直接聞く 機会を設ける。
- 147. ダンスなどの稽古場不足を解消し、安価な夜間の練習場を増設する。
- 148. 覚王山アパートなど、古い町並みも活かし若手クリエーターの 活躍の場を広げる取り組みなど、新しい視点で観光にも資する まちづくりをすすめる。
- 149. 名古屋市内の伝統技術や芸能・文化について、有形無形を問わ

ず、その継承と発展を促進する支援制度を拡充する。地域に根 ざした文化振興をまちのにぎわいづくりとしても位置づけ支 える。

150. 名古屋城の整備は、二之丸庭園の保存整備を優先するなど、「名 古屋城跡全体整備計画」に沿って総合的かつ計画的に進め、城 址全体としての魅力向上につとめる。

(市営住宅・居住福祉)

- 151. 健康で文化的な住生活に必要な面積を定めた最低居住水準の 充足率は、2013年(平成25年)時点で名古屋市内は85.8%で ある。さらに充足率の向上をはかるための対策を講ずる。
- 152. 入居希望者が多く高倍率となっている市営住宅の建設を促進する。そのためにも市営住宅の国庫補助予算の拡充を国に求める。
- 153. 市営住宅の駐車場使用料の5年ごとの見直し(値上げ)は行な わない。減免対象を福祉向け住宅入居者などに拡大する。
- 154. 老朽化した市営住宅の建て替えを推進する。建て替えが困難な 老朽住宅については総合的なリフォームを行ない、子育て世帯 の入居を促進する。
- **155**. マンションなどの集合住宅の大規模修繕やバリアフリー化に ついても住宅リフォーム助成の対象として支援する。
- **156**. 高齢者世帯や新婚家庭などを対象にした家賃補助制度を創設する。

(公共交通・自転車利用)

- **157**. 自動車利用と公共交通の割合を「7:3」から「6:4」に引き上げる目標を引き続き堅持(現在64:36)し、公共交通の充実をはかる。
- 158. 市バス運転手については、嘱託職員ではなく、正規雇用の職員を計画的に増員する。
- 159. 市バスの法令違反や運行ミスを防止するために、「市バスの新たな運行ミス等防止対策」に基づく取り組みを着実に実施するとともに、防止対策のさらなる充実をはかる。
- **160**. 市バス路線及び運行回数については、地域住民の声を活かしてきめ細かく充実する。
- 161. 市バス及び地下鉄駅務業務の民間委託については、市営交通としての責務を果たすために、また災害時の対応からも、これ以上拡大しない。

- 162. 地下鉄駅の可動式ホーム柵については、名城線・名港線での整備を急ぐとともに、鶴舞線についても整備方針を確立する。
- 163. 名古屋駅と金山駅など一日乗降客が10万人を超える主要駅 について、名鉄やJR、近鉄に対して可動式ホーム柵の設置を 強く働きかける。
- 164. 有料自転車の料金制度・管理運営手法のあり方の検討が進められているが、料金は値上げせず、学生割引を大学生などに拡大する。
- 165. 自転車専用レーンを拡大するなど、自転車走行の安全性を高め、 自転車利用を促進する施策をすすめる。

(7) 市政運営の基本を大型開発と大企業優先から市民が主人公に転換する (リニア建設と名駅周辺関連開発)

- 166. JR 東海のリニア建設計画は、沿線住民への事業説明や情報提供が依然として不十分である。JR 東海に対し、沿線住民への十分な事業説明を行なうよう強く要請する。
- 167. 名古屋市はじめ沿線自治体が環境アセスメントで指摘した事項について、JR 東海からは十分な回答がなされていない。あらためて市の指摘事項への回答をJR 東海に求める。
- 168. リニア建設工事がおよぼす多大な環境負荷の問題が解消されず、また沿線住民への説明も不十分なままで、工事を着工することのないよう JR 東海に強く申し入れる。
- 169. まちづくり公社が請け負う用地買収など、本来 JR 東海が行な うべき仕事を肩代わりしない。
- 170. リニア開業を前提にした名古屋駅一極集中の人口誘導は、帰宅 困難者問題をさらに悪化させる。防災まちづくりの観点に立ち、 ささしまの巨大地下通路建設など、地下空間への人口流入を促 すリニア関連開発及び都市計画は見直す。
- 171. 名古屋駅構内及び駅周辺の利便性の向上とまちづくりについて、広く市民的に議論する場を設ける。

(不要不急の大型事業の中止・見直し)

- 172. 名古屋城天守閣については、耐震補強を含む長寿命化をすすめ、 ぼう大な費用を要する木造復元については将来の市民にその 判断をゆだねる。
- 173. あおなみ線のSL定期走行は断念する。
- 174. 中部空港二本目滑走路の建設促進の活動から脱退する。

- 175. 名古屋港の国際バルク戦略港湾に基づく新たな埋め立てと大 水深泊地整備は行なわない。
- 176. 金城ふ頭開発に伴う財政負担の増大が懸念される。金城ふ頭の巨大立体駐車場など、開発に起因する基盤整備については関連企業にも応分の負担を求める。
- 177. 国際展示場の建て替えについては過大・過剰な計画とならないよう留意する。
- 178. 木曽川水系連絡導水路事業の中止を国に求め、事業から撤退する。
- 179. 水質保全のために、長良川河口堰は開放する。

(市民税減税の見直し)

180. 大企業・高額所得者優遇の市民税5%減税は、意図的に財源不足をつくり出し、公的福祉の縮小・解体をすすめる「行革」のテコにされている。5%減税は中止し、福祉・くらし充実のための財源を確保する。

(市政運営)

- 181. アセットマネージメント及び市設建築物の再編整備については、経費削減を至上命題としない。公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行ない市民の参加と合意を得て慎重に検討をすすめる。
- 182. 議員などからの不当な要望・働きかけを防ぐ「職員の公正な職務の執行のための条例」を制定の経緯を含めて市民に周知し徹底をはかる。
- 183. 議会基本条例を尊重し、議会報告会や議会広報の増ページなど 必要な予算措置を講じるとともに、任期中一回の慣例的な議員 の海外視察は予算化しない。
- 184. 常設型の住民投票条例を制定するなど、直接民主主義の仕組みを整える。各種審議会などには原則として公募市民枠を設ける。
- 185. 男女平等参画推進条例に基づく施策を各分野で推進する。とくに市の各種委員会・審議会などでの女性比率を、現在の35.6%から速やかに50%まで引き上げる。
- 186. 西区役所跡地は、地域住民の要望を十分に踏まえた有効活用を めざし、速やかに利用計画を整備する。
- 187. 老朽化した中村区役所庁舎の改築について、建設場所などを決める際は、近隣住民に対しての説明を徹底し、住民の意見を反映する。

- 188. 市職員定数の削減をやめ、教員、看護師、保育士、消防士、ケースワーカーなど市職員の正規採用を増やす。とくにスクールカウンセラーなど相談業務に従事する職員の正規採用をすすめる。官製ワーキングプアとよばれる非正規職員の待遇を改善する。
- 189. 上下水道の技術継承や、大規模災害時の対応に必要な職員を新規採用する。
- 190. ごみ収集現場職員について、日常的な住民サービス向上と、安定的な技術継承、及び災害時のセーフティネットを維持するために必要な人員を確保するため、新規職員を採用する。

(平和と人権行政)

- 191. 市長の南京大虐殺否定発言を撤回し、侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流をすすめる。
- 192. 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい非核平和行政を推進する。非核平和都市宣言を行なう。
- 193. 市街地における行軍訓練の中止を陸上自衛隊に申し入れる。中 学校の自衛隊基地での職業体験実施を取りやめる。
- 194. 名古屋港の軍事利用に反対し、非核証明がない艦船の入港は認めない。民間船舶を利用した武器や軍事物資の輸送にも名古屋港を使用させない。
- 195. 名古屋空港の基地機能強化や航空祭における戦闘機の曲技飛行に反対する。航空自衛隊小牧基地に配備された空中給油機は、事故やトラブルが相次いでいるうえ米軍への支援が任務とされる恐れがある。空中給油機の小牧基地からの撤去を国に求める。
- 196. 武力攻撃を前提にした国民保護法に基づく対応では市民生活を守れない。国民保護法の廃止を国に求める。
- 197. 特定の民族を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、個人の尊厳を著しく傷つけるものである。ヘイトスピーチに対処する条例を策定し、人権を擁護し差別扇動を許さない名古屋市の立場を明確に示す。